

11月は「子供・若者育成支援推進強調月間」です。

あなたのお子さん、 いつも「あくび」していませんか？

ゲームやスマホなどで夜更かしを重ねると、
子どもの健やかな成長を維持するための
成長ホルモンが正しく分泌されなくなってしまいます。
子どもの生活習慣を大切に、
「早寝早起き朝ごはん」を意識しましょう。



189番にかけるとお近くの
児童相談所につながります
※一部IP電話からはつながりません。

24時間365日対応
通話料無料!



「かながわ子ども家庭110番相談LINE」

親との関係、家族の悩み、LINEで相談できます!

相談受付期間 月曜日～土曜日 9時～21時 年末年始を除く



11月20日は「かわさき子どもの権利の日」です。
「川崎市子どもの権利に関する条例」では、
子どもたちが安心して生活するための権利を定めています。



「川崎市子どもの権利に関する条例」は2001年に全国で初めて施行されました。
おとなも子どもも改めて「子どもの権利」について考えてみませんか。

